

たばこは、広く親しまれてきた嗜好品であるとされていますが、喫煙とがん、循環器疾患、呼吸器疾患等の発症との因果関係が科学的に明らかにされるなど、数多くの喫煙による健康への影響が指摘されています。また、受動喫煙が、20歳未満の者や妊婦をはじめとする喫煙者以外の者の健康に影響を及ぼすことも懸念されています。

さらに、たばこについては、健康への影響以外にも、路上喫煙や歩きたばこにより他人にやけどなどの被害を及ぼし、また、たばこの吸い殻の散乱がまちの美観を損ねるなどの社会的な問題も引き起こしています。

このような状況の中で、市においては、禁煙の支援や受動喫煙の防止に関する啓発とともに、歩きたばこの抑制やたばこの吸い殻の散乱防止を目的とした取組を進めてきましたが、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっているとはいえないため、これらのたばこ対策をより一層推進していく必要があります。

ここに、私たちは、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることにより、健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(令5条例12・一部改正)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、本市におけるたばこ対策に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、たばこ対策に関する基本的な事項を定めることにより、たばこ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、又は過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 市民等 市民(本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に在する学校等に通学する者をいう。以下同じ。)、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することによりその煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。
- (5) 道路等 道路、公園、広場、河川、海岸その他の不特定又は多数の者が立ち入ることができる場所(次のいずれかに該当する場所を除く。以下この号において「公共の場所」という。))及び公共の場所に準ずる環境にある場所として市長が指定する場所をいう。
ア 屋内又はこれに準ずる環境にある場所(これらの場所のうち市長が指定する場所を除く。)
イ 権限を有する者が喫煙をする者(以下「喫煙者」という。)のために設置し、又はその設置を許可した灰皿その他これに類する設備の付近に係る場所として市長が指定する場所
- (6) 路上喫煙 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両(以下「車両」という。)内において市長が別に定める措置を講じた上で喫煙をする場合を除き、道路等において喫煙をすることをいう。
- (7) 歩きたばこ 市長が別に定める場合を除き、歩行しながら路上喫煙をし、又は車両に乗車して移動しながら路上喫煙をすることをいう。
- (8) 受動喫煙 他人の喫煙その他の行為により、たばこから発生した煙にさらされることをいう。

(令6条例30・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、たばこ対策に関する施策(以下「たばこ施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

2 喫煙者及び喫煙者以外の者は、お互いに快適に暮らし、又は過ごすことができるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

(協働によるたばこ対策の推進)

第6条 市、市民等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協力してたばこ対策を推進するものとする。

(たばこ対策に関する啓発)

第7条 市長は、市民等が健康的に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響に関する啓発を行うものとする。

2 市長は、市民等が安全で快適に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、歩きたばこ及びたばこの吸い殻(以下「吸い殻」という。)の不始末が市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うも

のとする。

- 3 事業者は、その従業員その他の構成員に対し、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響及び市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(禁煙の支援)

第8条 市長は、喫煙者でその喫煙の習慣を断とうとするものに対して、その支援を行うものとする。

(受動喫煙の防止)

第9条 市長は、健康増進法(平成14年法律第103号)の趣旨を踏まえ、市民等及び事業者による自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、受動喫煙に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(20歳未満の者の喫煙の防止)

第10条 市民等及び事業者は、20歳未満の者に身近な者の喫煙が当該20歳未満の者の喫煙を誘発するおそれがあることを理解するとともに、20歳未満の者の喫煙の防止に努めなければならない。

(令5条例12・一部改正)

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第11条 市長は、本市の区域のうち路上喫煙による市民等の健康、身体又は財産への被害を特に防止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定する場合において、その指定に係る区域内に市以外の者がその権原に基づき管理する区域があるときは、あらかじめ、その権原を有する者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、その旨、その指定に係る区域その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により市長が路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除する場合について準用する。この場合において、第2項中「その指定」とあるのは「その解除」と、「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第3項中「その指定」とあるのは「その解除」と読み替えるものとする。

(令6条例30・一部改正)

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第12条 何人も、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(歩きたばこの禁止)

第13条 何人も、本市の区域内においては、歩きたばこをしてはならない。

(違反者に対する指導等)

第14条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市民等及び事業者は、前2条の規定に違反しているおそれがある者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずべきことを助言することができる。

(令6条例30・一部改正)

(吸い殻の散乱防止)

第15条 吸い殻の散乱防止については、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成8年尼崎市条例第4号)の定めるところによる。

- 2 市民等で路上喫煙をする者は、携帯用の灰皿その他の吸い殻を収納するための容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第16条 市長は、たばこ対策を推進するために必要があると認めるときは、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令6条例30・一部改正)

(過料)

第18条 第12条の規定に違反して路上喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。

(令6条例30・追加)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第14条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。

付 則(令和5年3月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年9月20日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第14条第1項の改正規定及び第17条の次に1条を加える改正規定 令和7年4月1日
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市たばこ対策推進条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市たばこ対策推進条例第11条第1項の規定により市長が路上喫煙禁止区域を指定する場合及び改正後の条例第11条第4項の規定により市長が路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除する場合について適用する。
(準備行為)
- 3 改正後の条例に基づく路上喫煙禁止区域の指定又はその解除の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。